

京都市告示第 466 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成19年4月1日から平成20年3月31日まで、京都市内博物館施設連絡協議会を京都市公金収納受託者とし、「京都市内博物館ガイドブック京のかるチャーすぽっと」の販売代金の徴収事務を委託します。

平成19年3月30日

京都市長 榊本 頼兼

(教育委員会事務局生涯学習部)